

## 「障害者総合福祉法」（仮称）制定に関する意見書

平成22年1月に内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議」は、国連の障害者権利条約の批准及び障害者自立支援法訴訟団との基本合意文書をもとに、国内法の整備を進めるために議論してきた。

平成22年4月には、この推進会議のもとに、全国の障害者・支援団体の代表者55人が参加した「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設けられ、障害者自立支援法にかわる「障害者総合福祉法」（仮称）を、平成25年8月までに制定するための検討が、精力的に重ねられてきた。そして、55人の総合福祉部会委員の総意として、平成23年8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」）がまとめられている。

骨格提言は「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という合言葉のもとに、平成23年8月に改正された障害者基本法の理念「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」のもとに、障害者を保護の対象から権利の主体へと転換することを求め、地域で自立した生活を営む基本的権利を明確に打ち出している。

よって、東大和市議会は、国会及び政府に対し、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けて、以下について、強く要請する。

1. 障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会が取りまとめた骨格提言の内容を最大限に尊重し、十分に反映させること。
2. 障害者の地域移行・地域定着が可能となる、質・量ともに充実した施策提供体制を確立させること。
3. 障害者福祉制度を充実させるための地方自治体の財源を、国として保障すること。
4. 障害者施策への予算配分の強化については、国民の理解を得る取り組みを重視し、社会保障全般との関連の中での取り組みによって漸進的に進めること。
5. 障害者支援費制度の導入以降、法や制度がめまぐるしく変転してきたことに鑑み、新法の制定及び実施に当たっては、サービスの実施主体である地方自治体の意見を踏まえ、十分な調整を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決日) 平成24年3月28日

(送付日) 平成24年3月30日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣